

2024 年度 定例野外活動 「YMCAアウトドアスクール」

プログラム内容 旅行契約のご案内

企画：(学) 広島YMCA学園 広島YMCAウエルネススポーツセンター
旅行企画・実施：(学) 広島YMCA学園 YMCAエデュケーショナルトラベル
観光庁長官登録旅行業第 1331 号 日本旅行業協会(JATA)正会員

お申し込み・お問い合わせは

広島営業所 (学) 広島YMCA学園 広島YMCAウエルネススポーツセンター

〒730-8523 広島県広島市中区八丁堀 7-11 広島YMCA 本館 7 階
TEL：082-223-8130 FAX：082-221-6771 Email：waap@hiroshimaymca.org
受付時間：月～金 10：00～20：00／土 10：00～19：00
■休館日：日曜日・祝日・夏季休館・年末年始・施設点検日など
ホームページ：<https://www.hymca.jp/waap/camp/>
国内旅行業務取扱管理者 野々上 隆之

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う取引の責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、
旅行業務取扱管理者にご質問ください。

目次

P 1	目次
	個人情報保護について
P 2	実施団体のご案内
P 3	定例野外活動「Y M C A アウトドアスクール募集要項」
P 4	2024 年度活動予定 年少・年中・年長対象クラス
P 5	2024 年度活動予定 小学1年生～2年生対象クラス
P 6	2024 年度活動予定 小学3年生～6年生対象クラス
P 7	お申し込みに関するご注意（必ずご確認ください）
P 8	お申し込み方法とその後の流れ
P 9	ご参加の前に
	安全管理
	活動でのグループ分け
	お子様への活動内容の事前説明
	集合・解散場所
P 1 0	国内緊急対応

個人情報保護について

（学）広島Y M C A学園では、皆様から頂いた情報を厳重に管理し、プライバシーを厳守いたします。
ご不明な点がございましたらご連絡ください。

（学）広島Y M C A学園 個人情報保護規定

- 1 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の4に記した目的以外の用途には利用いたしません。
- 2 取り扱いに関する安全管理措置契約をあらかじめ締結した発送代行委託先以外の第三者に皆様の個人情報を流すことはいたしません。
- 3 皆様の個人情報の管理を第三者に委託するときは、個人情報保護のための必要な措置を講じます。
- 4 個人情報利用目的
 - ・プログラム実施上の資料
 - ・プログラム実施上の連絡（運送・宿泊機関等を含む）
 - ・当該プログラム次回募集の告知
 - ・広島Y M C A主催、または関係団体主催の催し物の告知
 - ・機関誌の送付

※ご提出いただきました個人情報はご参加取消の場合も含め返却いたしません。
当学園が責任をもって処分いたします。

実施団体のご案内

YMCAとは

YMCAは、1844年にロンドンに誕生し、現在120の国と地域に広がる国際団体です。キリスト教の「愛と奉仕」の精神に基づき、超高齢化社会、情報化社会、国際化社会に対応し、教育・文化・健康・福祉・国際など幅広い分野で、幼児から高齢者までを対象にさまざまな事業や活動を行っています。

広島YMCA

広島YMCAは1938年10月25日に創立しました。以来、人びとの生涯をとおした全人的な成長を願い、さまざまな事業や活動をとおして、地域社会・国際社会への貢献をめざしています。

本部は広島市の中心部、中区八丁堀にあり、学校法人広島YMCA学園、公益財団法人広島YMCA、社会福祉法人広島YMCA福祉会、社会福祉法人広島友愛会、株式会社ユースサービスの5つの法人により、広島県広島市、東広島市、大竹市、山口県岩国市、鳥取県米子市において、幼児から高齢者まで全ての世代を対象とした事業や活動を行っています。また、県北の北広島町にはキャンプ場を設け、野外活動の拠点としています。事業や活動は多岐にわたり、どなたでもご利用、ご参加いただけます。

広島YMCAの野外教育・キャンプが大切にすること

次世を担う青少年の育成と自然環境の保護は、社会全体で取り組む重要な課題です。自然体験活動は、これらの課題を解決に導く手段の一つとして注目され、さまざまな組織や団体で行われています。野外教育は、自然の中で組織的に、計画的に、一定の教育的目標を持って行う自然体験活動の総称であり、その究極の目的は全人教育です。

私たちは、国際的な青少年教育団体であり、青少年に対する全人教育、野外教育のパイオニアでもあります。これまでに培われたノウハウは、教育原理や指導法に基づいています。自然の中で人と自然との関わりを大切にしたいプログラムの実践を行い、青少年の全人的な成長を支援します。

また、幼児からお年寄りまで、すべての人がより良い豊かな生活が送れる社会の実現をめざし、対象に応じたプログラムの企画実施、活動を支援する指導者、ユースボランティアの育成を積極的に行います。

YMCAのキャンプの目的

(日本YMCAキャンプ・スタンダード)

すべてのキャンパー一人ひとりの「全人的な成長」、聖書によって示された人格の涵養を基礎とし、キャンプという非日常体験を通してこれらを具体的に実現する。

1. 自然生活を楽しみ、自然に適應する能力を身につける
2. 良い習慣を育て実践する
3. 健康のための知識を得て、自分の身体を守る方法を知る
4. 生活を豊かにする技術を学び、創造力を育む
5. 良き友人を作る方法を学び、互いの存在と生命（いのち）を尊重する心を育む
6. 民主的なグループ経験から、社会に関わる責任感を育む
7. 神の恵みを知り、感謝の気持ちを養う

定例野外活動「Y M C A アウトドアスクール」 募集要項

- 【期 間】** 2024年4月から2025年3月まで
入会されたお子様は、次の年度も優先してお申し込み（ご継続）いただけます。
- 【募集クラス】**
- 年少・年中・年長対象 **ダックアドベンチャークラス**
年間10日間の野外活動（日帰りの活動8回、1泊2日の活動1回）
 - 小学1年生～2年生 **ウッドペッカーズクラス**
年間10日間の野外活動（日帰りの活動6回、1泊2日の活動2回）
 - 小学3年生～6年生 **イーグルスクラス**
年間10日間の野外活動（日帰りの活動4回、1泊2日の活動3回）
- 【活動・場所】** 各クラスの案内ページをご確認ください。
- 【集合解散】** 広島YMCA
- 【募集定員】** あり ※各クラスとも定員になり次第締切とさせていただきます。

	年少～年長対象 ダックアドベンチャー クラス	小学1年生～2年生対象 ウッドペッカーズ クラス	小学3年生～6年生対象 イーグルス クラス
広島YMCA	70名	60名	60名

- 【費 用】**
年 会 費：16,500円
※継続の方も口座からの引き落としができません。
正式手続き時に現金かクレジットカードでお支払いください。
- 年会費に含まれるもの
活動用Tシャツ、名札、お子様用活動記録ファイル、保護者用活動記録ファイル、アウトドアスクールグッズ
- 年間活動費用：日帰りの活動費用 11,550円／回
1泊2日の活動費用 23,100円／回
一括でお支払いの場合 115,500円
口座振替での分納の場合 各回の活動費用を活動実施月の前月27日に引き落とします。
※欠席時・悪天候などによる催行中止時の活動費用は返金いたします。
詳細はP7「お申し込みに関するご注意」をご覧ください。
- 年間活動費用に含まれるもの
交通費、プログラム費、保険費用、スタッフの経費、
1泊2日の活動時の1日目夕食・2日目朝食・昼食費用など
 - 年間活動費用に含まれないもの
日帰りの活動時の昼食費用※、1泊2日の活動時の1日目の昼食費用※
※いずれもお弁当をご準備ください。

ユニフォーム代：YMCAオリジナルハット 2,970円（お持ちでない方）

- 【企 画】** (学) 広島YMCA学園 広島YMCAウエルネススポーツセンター
【旅行企画・実施】 (学) 広島YMCA YMCAエデュケーショナルトラベル
観光庁長官登録旅行業第1331号 日本旅行業協会（JATA）正会員
- 【お申し込み・お問い合わせ】**
(学) 広島YMCA 広島ウエルネススポーツセンター
※連絡先の詳細は表紙をご覧ください。

2024 年度活動予定

年少～年長対象

ダックアドベンチャー クラス



子アヒルが親アヒルについて自然の中をまわるように、グループリーダーと一緒に、ときどきわくわくしながら自然の中で思いっきり活動します。五感で自然を感じることを大切にします。年間 10 日間の野外活動（日帰りの活動 8 回、1 泊 2 日の活動 1 回）をとおり、お子様の「生きる力」を育み、全人的成長を促します。

日程		ダックアドベンチャー	活動内容
2024年4月28日（日）	テーマ	オープニングキャンプ	一年間のダックアドベンチャーの活動が始まります。ドキドキ・ワクワクしながら、リーダーや友だちと一緒に活動をして、楽しめます。みんなでバスに乗り、お話をしたり遊んだり、お弁当を食べたりしましょう。グループで散策に出かけて、自然に目を向けながら、思いっきり春を感じましょう！これからの活動が楽しくなるようなオープニングキャンプです。
	主な活動	開校式・友だち作り	
	活動場所	ユカリス湯来	
	住所	広島県佐伯区湯来	
2024年6月16日（日）	テーマ	収穫に行こう	旬の果物狩りをします。自分で食べたい形・大きさを選び、収穫する楽しさを感じながら、お腹いっぱいの一日にしましょう！旬の食べ物を頂くことで食べ物への感謝の気持ちへつながりますように。また、動物にも触れ合っています。どんな動物がいるのか楽しみです。
	主な活動	果物狩り・動物とのふれあい	
	活動場所	平田観光農園	
	住所	広島県三次市上田町	
2024年7月14日（日）	テーマ	海で遊ぼう	三原にある海へ出かけます。気持ちのいい風を感じながら、海に足を付けたり、触ってみたりと海を楽しみます。浜辺を散策しながら、貝殻や自分のお気に入りのものを探します。お気に入りを見つけたり、海でしか味わえない塩の匂いや雰囲気をしっかり楽しみ、活動を行います。
	主な活動	海遊び・浜辺散策・生き物観察	
	活動場所	三原市すなみ海浜公園	
	住所	広島県三原市須波西	
2024年9月15日（日）	テーマ	川で遊ぼう	湯来町にある川で川遊びを行います。足を水につけてみたり、水のかけあいをしたり、水鉄砲や魚とりなど、ともだちと仲良く川遊びを楽しみます。川は、海とは違い流れがあり、匂い、透明度だったり、新しい発見がたくさんできます。水上安全にも触れながら、川の生き物観察をとおり、自然に目を向けます。
	主な活動	川遊び・生き物観察	
	活動場所	くもて交流広場	
	住所	広島県佐伯区湯来	
2024年10月20日（日）	テーマ	クッキングをしよう	食欲の秋にクッキングを行います。秋の食材を使って、グループのみんなで協力して作ります。自分たちで作って食べることは格別です。どんなものができるか楽しみです。秋を感じながら、食べ物への感謝の気持ちを育みます。
	主な活動	クッキング・秋探し	
	活動場所	阿坂いこいの家	
	住所	広島県山県郡北広島町阿坂	
2024年11月24日（日）	テーマ	ハイキングにでかけよう	ハイキングに出かけます。自然に目を向けてたくさんの生き物・植物を探しながら、協力して活動する楽しさを知り、子どもたちの成長を促します。色鮮やかに変化した木々を見て、秋にしか見られない色をたくさん探して、紅葉を楽しむ一日にします。
	主な活動	山登り・自然観察	
	活動場所	龍頭峽	
	住所	広島県山県郡安芸太田町	
2024年12月15日（日）	テーマ	クリスマスクラフト	冬になり、クリスマスが近づいてきます。木からは葉も落ち冬の雰囲気になっている中、自然のものを拾って、クリスマスクラフトを作ります。子どもたちの想像は無限大です。たくさんの想像を膨らませながら、クリスマスが待ち遠しくなるよう素敵な作品を作ります。
	主な活動	クラフト・冬探し	
	活動場所	もみのき森林公園	
	住所	広島県廿日市市吉和	
2025年2月2日（日）	テーマ	雪で遊ぼう	雪の季節がやってきました。雪合戦やそりあそび、かまくら作りや雪像を作って楽しめます。雪を見るだけでワクワクします。また、触感や冷たさ、楽しさを教えてくれます。真っ白な雪原の中、リーダーやみんなと寒さを忘れて思いっきり遊んで楽しみましょう！
	主な活動	雪合戦・そり滑り	
	活動場所	琴引フォレストパーク	
	住所	島根県飯石郡飯南町佐見	
2025年3月15日（土） ～16日（日）	テーマ	ファイナルキャンプ	一年間のダックアドベンチャーの最後の活動になります。一年間をとおり自然に目を向けながら五感を使って体験や経験をし、たくさんの方にチャレンジしました。いろいろなことを感じ、発見をしたと思います。大きく成長をしました。4月からの活動を思い出しながら、一年間を振り返ります。リーダーや友だちとの思い出を話しながら、一年を締めくくります。
	主な活動	1年間のふりかえり・閉校式	
	活動場所	もみのき森林公園	
	住所	広島県廿日市市吉和	

※上記の予定は天候・現地事情などにより変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

2024 年度活動予定

小学 1 年生～2 年生対象
ウッドペッカーズ クラス



森で生活するキツツキ（ウッドペッカー）ドラミングの音を聞き分けその姿を見つけることができるくらい、自然にしっかりと目を向けて活動します。そして、気づき、発見することを大切にします。年間 10 日間の野外活動（日帰りの活動 6 回、1 泊 2 日の活動 2 回）をとおして、お子様の「生きる力」を育み、全人的成長を促します。

日程		ウッドペッカーズ	活動内容
2024年4月21日（日）	テーマ	オープニングキャンプ	新しい仲間と活動するのはドキドキするものです。みんなで森を散策しながら仲間作りを行います。春の野山の自然に目を向け、リーダーから出される課題に挑戦していきます。楽しい体験をとおして自然を知り、仲間を知ることで安心感を得られます。一年のスタートとして、これからの活動が楽しみになります。
	主な活動	開校式・仲間作り	
	活動場所	広島YMCA雲月キャンプ場	
	住所	広島県山県郡北広島町土橋	
2024年6月9日（日）	テーマ	ウサギの島にいこう	たくさんのウサギがいる大久野島では島の入り口からたくさんのウサギに触れ合えることでしょうか。大久野島に残る建造物を見たりして島の歴史にも触れながら、島内を散策します。
	主な活動	動物とのふれあい	
	活動場所	大久野島	
	住所	広島県竹原市忠海町大久野島	
2024年7月7日（日）	テーマ	川であそぼう	北広島町にある大暮養魚場で清流に住んでいる、ヤマメやあまごのつかみ取りをします。捕まえた魚を食べることで生き物をとおして”食べ物”に目を向けるチャンスです。川では、生き物の観察をしたり、水鉄砲などで遊びます。自然にも目を向けながら活動をします。
	主な活動	アマゴのつかみ取り、川遊び	
	活動場所	清流の家	
	住所	広島県山県郡北広島町大暮590	
2024年9月8日（日）	テーマ	地引網体験	山口県にあるみなとオアシス由宇でイーグルスのメンバーと共に、地引網を行います。全員で力を合わせて、沖合に仕掛けてある網を引っ張ります。どんな魚が、どのくらい捕れるのか楽しみです。
	主な活動	地引網、海辺の散策	
	活動場所	みなとオアシス由宇	
	住所	山口県岩国市由宇町	
2024年9月22日（日・祝） ～23日（月・振）	テーマ	宿泊キャンプ	瀬戸内海にある似島でグループの仲間とともに「安芸小富士」に登ります。秋を探しながら楽しくトレッキングやカヌー体験を行います。似島での2日間を満喫しましょう。
	主な活動	カヌー・登山	
	活動場所	似島歓迎交流センター	
	住所	似島	
2024年11月17日（日）	テーマ	収穫にいこう	11月になると美味しいみかんが収穫できます。江田島で瀬戸内海を臨みながらみかん狩りをします。旬の食べ物を頂くことで食べ物への感謝の気持ちを育みます。自分で収穫したみかんで冬の味覚を感じながら、お腹いっぱい1日にしましょう！
	主な活動	みかん狩り・ビーチコーミング	
	活動場所	川西農園	
	住所	広島県能美町中町	
2025年1月19日（日）	テーマ	雪遊び	かまくらや雪像作り、そり遊びなど寒さに負けずに思いっきり遊びます。魅力あふれる雪は、子どもたちに遊び方の工夫や新しい遊びを作り出す力を与えてくれます。また、雪上には動物の足跡や痕跡が見つかるかもしれません。雪遊びを通じて創造力や観察力を育みます。
	主な活動	雪合戦・そり滑り・雪像	
	活動場所	やわたハイランド191リゾート	
	住所	広島県山県郡北広島町西八幡原	
2025年3月15日（土） ～16日（日）	テーマ	ファイナルキャンプ	2024年度最後の活動は、仲間と一緒に1泊2日のキャンプを行います。それぞれの回を写真やおりで振り返りながら、気づきや発見したこと、学んだことを出し合い、みんなで分かち合います。仲間やリーダーとゆっくりとした時間を過ごし、一年間の活動を締めくくります。
	主な活動	1年間のふりかえり・閉校式	
	活動場所	もみのき森林公園	
	住所	広島県廿日市市吉和	

※上記の予定は天候・現地事情などにより変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

2024 年度活動予定

小学 3 年生～6 年生対象
イーグルス クラス



自由に大空を舞い、自分よりも大きな獲物に果敢に挑むワシ（イーグル）のように、個人で、グループで様々なことにチャレンジします。自分自身で一步踏み出してチャレンジすることを大切にします。年間 10 日間の野外活動（日帰りの活動 4 回、1 泊 2 日の活動 3 回）をととして、お子様の「生きる力」を育み、全人的成長を促します。

日程		イーグルス	活動内容
2024年5月12日（日）	テーマ	オープニングキャンプ	イーグルスクラスの1年が始まります。普段過ごす学校のお友だちではなく、キャンプで会える大切な仲間やリーダーとの一年です。仲間と一緒に自然の中での活動は、子どもたちにとってたくさんのチャレンジがあるでしょう。森を探検しながら、グループで課題に向き合う体験をします。クラスの一員として、認めることや認められる体験が活動の幅を大きくします。一年の活動の最初として、次回からの活動が楽しみになる一日になります。
	主な活動	開校式、仲間作り、森の探検	
	活動場所	雲月キャンプ場	
	住所	広島県山県郡北広島町土橋	
2024年6月23日（日）	テーマ	海遊びとビーチコーミング	宮島包ヶ浦海浜公園で、漂流物に目を向けた活動をします。宮島の浜辺に流れてくるものは、どんなものがあるのか調査し、漂流物を使ったクラフトにも挑戦しようと思います。海で遊ぶことは楽しいと感じている子どもたちに、海遊びを続けていくために、日々の生活でできることがあるかな？と自然環境に目を向ける一日にしていきます。
	主な活動	ビーチコーミング・クラフト	
	活動場所	宮島包ヶ浦海浜公園	
	住所	広島県廿日市市宮島	
2024年7月27日（土） ～28日（日）	テーマ	山のキャンプ①	イーグルスクラス1回目の宿泊です。川遊びをした後、キャンプ場へ向かいます。キャンプ場では、川魚を調理して食べ、アメリカ製の大きなテントに泊まり、野外炊飯などの野外生活技術を学びます。夜には、仲間と一緒に火を囲み、きれいな星空も見るすることができます。キャンプ場で、思い出に残る1泊2日が待っています。
	主な活動	川遊び・宿泊体験	
	活動場所	水内川・雲月キャンプ場	
	住所	広島市佐伯区湯来町・山県郡北広島町土橋	
2024年9月8日（日）	テーマ	地引網体験	山口県にあるみなとオアシス由宇に向かいます。ウッドベッカーズのメンバーと共に、100人程度で地引網を行いたいと思います。当日の朝に漁師さんに仕掛けていただいた網をみんなで上げます。瀬戸内海に生息している魚を狙って地引網を行います。大人数でしか体験することのできない地引網は、子どもたちにとってどんな一日になるか楽しみです。午後は海に足を付けての海遊びも予定しています。
	主な活動	地引網、海辺の散策	
	活動場所	みなとオアシス由宇	
	住所	山口県岩国市由宇町	
2024年10月13日（日） ～14日（月・祝）	テーマ	山のキャンプ②	イーグルスクラス2回目の宿泊体験プログラムです。夏に宿泊した雲月キャンプ場に宿泊します。7月の活動で学んだ生活技術を使いながら、自分たちでテントを張り生活をします。2日目は、雲月山の縦走登山に挑戦します。行動食を持って秋の自然を感じます。少し距離のある登山になりますが、仲間と声を掛け合い歩いていきます。
	主な活動	山遊び・宿泊体験	
	活動場所	雲月山雲月キャンプ場	
	住所	山県郡北広島町土橋	
2025年1月26日（日）	テーマ	雪上体験	広島県廿日市市吉和にある、もみのき森林公園に行きます。雪上の動物の足跡を探して、どの生き物のものかを考えてみます。雪上は普段見つけにくい森の生き物の痕跡を教えてください。また、そり滑り、雪合戦、雪だるまやかまくら作りなど、寒さに負けずに思いっきり遊びます。魅力あふれる雪は、子どもたちに遊び方の工夫や新しい遊びを作り出す力を与えてくれます。
	主な活動	アニマルトラッキング	
	活動場所	もみのき森林公園	
	住所	広島県廿日市市吉和	
2025年3月15日（土） ～16日（日）	テーマ	ファイナルキャンプ	一年の締めくくりに1泊2日の活動になります。子どもの成長は1回毎の活動では見えにくいものですが、一年間という線で追うと見えてきます。それぞれの回のスライドショーや自分のしおりを見ながら、気づいたこと、発見したこと、学んだことを整理してアルバムを作ります。活動は、子どもたち全員で意見を出し合い決めます。仲間やリーダーとゆっくりと1泊2日を過ごします。
	主な活動	1年のふりかえり・閉校式	
	活動場所	もみのき森林公園	
	住所	広島県廿日市市吉和	

※上記の予定は天候・現地事情などにより変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

お申し込みに関するご注意（必ずご確認ください）

- ・お申し込みは、各クラスとも募集人員に達し次第締め切りとなります。
- ・正式手続きは、ご予約から1週間以内をお願いします。
※ご予約後1週間以内に正式手続きのない場合、ご予約は無効となります。あらかじめご了承ください。
- ・活動に特別な配慮が必要な場合は事前にご相談ください。
- ・医師などから運動を制限されている方、アレルギー（食物・その他）などをお持ちの方は事前にご相談ください。
- ・現地事情や新型コロナウイルス感染症に関連する今後の状況、大雨などの気象状況により、急なプログラム内容の変更や中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・天候などの事情により日程を変更して催行する場合があります。
- ・Y M C A アウトドアスクールは、Y M C A の各種割引制度（複数割引・きょうだい割引・家族割引などの）での、他のプログラムとの組み合わせおよび割引の対象外です。あらかじめご了承ください。
- ・本紙「2024年度Y M C A アウトドアスクール プログラム内容・旅行契約のご案内」と別紙「学校法人広島Y M C A 学園 Y M C A エデュケーショナルトラベル旅行条件書（国内募集型企画旅行）」の内容をご確認後、お申し込みください。年間活動費用が旅行代金です。
- ・お申し込み先と集合・解散場所
広島Y M C A が集合・解散場所となります。詳細はP9をご覧ください。
- ・年会費
年度途中でのご入会の場合でも、年会費全額をお支払いいただきます。
また、年度途中でのご退会の場合でも、年会費の返金はございません。あらかじめご了承ください。
- ・休会
Y M C A アウトドアスクールでは、休会制度はございません。
- ・途中退会
活動日の3週間前までに所定の退会届を受付にご提出ください。
- ・欠席時、悪天候などによる催行中止時の活動費用の返金
年間活動費用（旅行代金）のお支払い方法を問わず（口座振替による分納・一括払い、いずれの場合も）、欠席時、悪天候などによる催行中止の活動費用（旅行代金）は年度末（2024年3月の最後の活動終了後）に一括清算し、速やかにご指定の口座に返金いたします。
※年度途中で退会をされる場合は、出席された活動の回数をもとに清算し、ご指定の口座に返金いたします。
いずれも返金時の振込手数料は受け取り人様負担となります。
※欠席のご連絡をいただいた日時によってはキャンセル料を申し受けます。受付時間内に欠席のご連絡をいただいた時を基準とします。
- ・旅行契約の解除（キャンセル規定）
詳細は別紙「学校法人広島Y M C A 学園 Y M C A エデュケーショナルトラベル旅行条件書（国内募集型企画旅行）」の第14条、旅行契約の解除および別表1取消料（第14条、第1項関係）をご覧ください。以下は、その簡易版です。※日帰りのキャンプの場合はご出発日の前日から起算してさかのぼって10日前から、1泊2日の活動の場合はご出発日の前日から起算してさかのぼって20日前からキャンセル料（取消料）が必要となります。ご注意ください。

取消料

- ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（日帰りには11日目）にあたる日まで **無料**
- ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰りには10日目）にあたる日以降～8日目にあたる日まで **旅行代金の20%**
- ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降～2日目にあたる日まで **旅行代金の30%**
- ・旅行開始日の前日 **旅行代金の40%**
- ・旅行開始日の当日 **旅行代金の50%**
- ・旅行開始後の解除および無連絡不参加 **旅行代金の100%**

※旅行代金とは活動費用のことです

お申し込み方法とその後の流れ

本紙「2024年度Y M C Aアウトドアスクール プログラム内容・旅行契約のご案内」と別紙「学校法人広島Y M C A学園 Y M C Aエデュケーショナルトラベル旅行条件書（国内募集型企画旅行）」をよくお読みください。

①ご予約

希望されるクラスのご予約を、広島Y M C Aウエルネススポーツセンターの受付または電話で承ります。
定員の関係上、正式お申し込み手続きの前にご予約をお願いいたします。
ご予約後1週間以内に、受付で正式お申し込みをお願いいたします。

広島Y M C Aウエルネススポーツセンター 電話 082-223-8130

受付時間 月～金 10:00～20:00 / 土 10:00～19:00

■休館日：日曜日・祝日・夏季休館・年末年始・施設点検日など

②正式手続き（正式お申し込み）

正式手続きには、以下のものをご用意ください。

広島Y M C Aウエルネススポーツセンターでは、クレジットカードでのお支払いも承ります。

◆年会費 16,500円 ※口座振替は受けできません。

◆年間活動費用

【口座振替での分納の場合】 ・最初の2回の活動費用（11,550円×2=23,100円）※お申し込み時期によって異なります。
・金融機関名、店名、口座名義、口座番号のわかるもの
・金融機関の届け出印

【取扱金融機関】 都市銀行 全行 / 地方銀行 全行 / 信用金庫・労働金庫 全金庫
ゆうちょ銀行 / 信託銀行 / 信用組合 / 農協 / 漁協

振替日 毎月27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日です。）

【一括支払いの場合】 ・115,500円

◆顔写真（タテ3.5cm×ヨコ3cm）※

◆健康保険証のコピー※ ※2024年度の他のプログラムのために「メンバー原簿」を提出済の方は不要です。

「メンバー原簿」「アレルギー確認表」は、お子さまの健康状態を事前に把握するために必要なものです。
必ずご提出またはご郵送ください。

※2024年度よりWebで登録することが可能になりました。ぜひご活用ください。

正式申込に来られる3日前までに送信してください。

Web送信の場合、顔写真と健康保険証のコピーは
正式手続き時にご提出ください。



広島YMCAキッズ
申込フォーム

※ご提出いただいた内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。

申込書・同意書のご提出と、年会費のお支払い、活動費用のお支払をいただいた時点で旅行契約成立となります。（今回は別紙旅行条件書に定める「お申し込み金」なしでお引き受けいたします。）

正式手続き時に、活動用Tシャツのサイズを確認と保護者専用のサポート（専用メール・専用電話サービス）のご案内をさせていただきます。

③発送

2024年4月の第1回活動についての詳細のご案内と、年会費に含まれる名札・お子様用活動記録ファイル・保護者用活動記録ファイルを、4月中に発送いたします。

※アウトドアスクールグッズとTシャツは初回活動参加時にお渡します。

④活動の実施

毎回の活動の解散時に、お子さまの活動についてご報告いたします。また、撮影写真のダウンロードとプリント販売についてご案内いたします。そして、次回活動についての詳細をお渡しいたします。

ご参加の前に

医師などから運動を制限されている方、健康上や集団生活上参加に不安がある方、アレルギー症状がある方は、必ず事前にY M C Aスタッフまでご相談ください。なお、食物アレルギーの内容によっては、キャンプの食事の用意ができない場合がございます。

「2024年度広島Y M C A申込用紙」は、参加者一人ひとりの健康状態を事前に把握するために必要なものです。漏れのないようにご記入いただき必ずご提出またはご郵送ください。また「2024年度広島Y M C A申込用紙」には写真・保険証コピーの貼付をお願いいたします。

安全管理

全ての活動は安全を最優先としますが、野外での活動は多くの危険性を伴う場合があり、また日常生活からの環境の変化は、お子様の健康状態にもさまざまな影響を与えます。活動の続行が困難であると判断した場合は、スタッフがお自宅までお送りするか、お迎えをお願いする場合もございます。ご理解とご協力をお願いいたします。
※緊急時には速やかに連絡がとれるよう、プログラム期間中に連絡先が変更になる場合は必ずお知らせください。

活動でのグループ分け

キャンプでは参加メンバーをグループに分けて活動します。参加メンバーの構成やキャンプ日数、プログラム内容、キャンプの目的などにより、キャンプディレクターがグループ分けを行ないます。お友だち同士で同じグループ希望をされる場合がありますが、必ずしも同じグループになるということではありません。ご理解いただきますようお願いいたします。

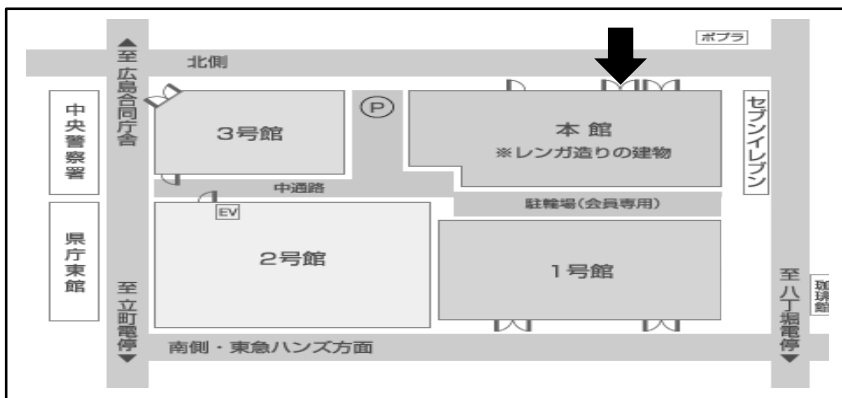
お子様への活動内容の事前説明にご協力をお願いします。

お子様がより楽しく参加できるように、ご出発までに、ご家庭でお子様にキャンプの期間や宿泊場所、予定されている活動など、キャンプの内容をご説明いただきますよう、ご協力をお願いいたします。保護者の方のご心配や、参加されるお子様が不安に感じることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

集合・解散場所

広島Y M C Aが集合・解散場所となります。

広島Y M C A本館1階（広島市中区八丁堀 7-11）



広島Y M C A前は駐車禁止区域につき、路上での駐停車（車内での待機も含む）はご遠慮ください。

周辺の駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。

国内緊急対応

Y M C A アウトドアスクールのご参加において

警報発表時・大きな地震が発生した場合などの対応は以下のとおりとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

警報発表時（天候）

台風接近を伴う警報発令の場合

6:00 の時点で、暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報のいずれか一つ以上が、ご自身の居住地域や広島市内で発令されている場合、公共交通機関（主に JR、高速バスなど）が通常運行されていない場合、各地集合場所に来ることが困難で危険があると判断される場合、自宅で待機をお願いいたします。集合時間を遅らせて実施出来るかなど、天候の回復や一般情報を確認しながら判断し、ご連絡いたします。その際は、申込書にご記入いただいた緊急連絡先（携帯電話など）にご連絡いたします。ご連絡が取れるようご理解とご協力をお願いいたします。

6:00 以降に警報が発令となった場合、その他予測できない時点で発表となった場合、プログラム開始後などさまざまなケースが考えられます。その際は、ご参加者の安全確保に努めます。緊急時にはご連絡が取れるようご理解とご協力をお願いいたします。

台風以外の大雨などの対応

暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報などが発令されている場合は、天候の回復や一般情報を確認しながら判断し、ご連絡いたします。その際は、申込書にご記入いただいた緊急連絡先（携帯電話など）にご連絡いたします。ご連絡が取れるようご理解とご協力をお願いいたします。ご自身の居住地域や広島市内において、避難情報（警報）が発令されている場合は、自治体の指示に従ってください。

公共交通機関（主に JR、高速バスなど）が通常運行されていない場合、各集合場所に来ることが困難で危険があると判断される場合、自宅で待機してください。その対象者はプログラムを中止にします。

ご自身の居住地域や広島市内で、特別警報・・・6種類（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）か土砂災害警戒情報が発令されている場合は自宅で待機してください。

大きな地震（震度 5 弱以上）が発生した場合

災害状況（一般の被害状況、交通状況など）を把握した中で、みなさまへご連絡いたします。

確認基準

テレビ・ラジオなどのマスメディア

いずれのケースもご参加者の安全を最優先し判断いたします。

警報発令（天候）があったのち、天候回復が見込まれる場合は、再度ご連絡し参加可能な方を対象にプログラムを行う場合もございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※プログラムは行われるが、交通機関の不通または集合・解散場所に来ることが困難で危険があると判断しご参加されない場合のキャンセル料（取消料）はいただきません。

学校法人広島YMCA学園

YMCAエデュケーショナルトラベル旅行条件書（国内募集型企画旅行）

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(学) 広島YMCA学園（広島市中区八丁堀7-11 観光庁長官登録旅行業第1331号、以下「当学園」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当学園と募集型企画旅行に関する契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当学園はお客様が当学園の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当学園旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当学園約款」といいます）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約成立

- 当学園所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。当学園業務の都合上、専用の書面に必要事項を記入いただく場合もございます。お申込金は、旅行代金をお支払いいただく時に、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当学園が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立したものといたします。

お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

- 当学園は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当学園が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当学園は予約はなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当学園が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込の場合は、申込金のお支払い後、当学園がお客様との旅行契約を承諾した通知を出したときに、成立します。
- 当学園は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当学園が定める日までに、構成者の名簿を当学園に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- 当学園は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- 当学園は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申込の段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当学園は、お客様の承諾を得て、お客様が回答をお待ちいただける期限を確認した上で、お待ちいただくことがあります。（以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます。）この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力いたします。この場合でも当学園は申込金相当額を「預り金」として申し受けず。（ウェイトイングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当学園が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合」は、当学園は当該預り金を全額払い戻します。
- 本項(8)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当学園が、予約可能となった旨の通知を行ったとき（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。この時点で預り金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当学園の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当学園らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為等を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信頼を毀損したり業務を妨害する等の行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、心身に障がいのある方、妊娠中の方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当学園は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当学園がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当学園は、本項(1)(2)(6)の場合で、当学園よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医者の診断又は加療

を必要とする状態になったと当学園が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当学園が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当学園の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当学園は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当学園の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当学園はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当学園が指定する期日までにお支払いいただけます。

7. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- 旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「違約料」、及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかざりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- 空港施設使用料。

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」とは、1人部屋追加代金や、その他「〇〇追加代金」と称して当学園がパンフレット等に表示して追加する代金をいいます。

1.1. 旅行契約内容の変更

当学園は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当学園の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当学園の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

1.2. 旅行代金の額の変更

当学園は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

- 当学園は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当学園はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

- 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- 当学園は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当学園の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

1.3. お客様の交替

お客様は、当学園の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当学園に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当学園が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当学園は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

1.4. 旅行契約の解除

- 旅行開始前
 - お客様の解除権
 - お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。ただし契約の解除のお申し出は、お申し込み営業所の受付時間内にお受けします。

契約解除の日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで（日帰りであれば11日目）	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降～8日目にあたる日まで（日帰りであれば10日目）	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降～2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

なお、船舶を利用する旅行(クルーズ)については、パンフレットに明示する取消料に拠ります。

- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - 第11項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当学園がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規程する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当学園の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - 当学園は本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

- 当学園の解除権
 - お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当学園は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①のイ」に規程する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- 次の項目に該当する場合は、当学園は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当学園のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が病气その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に、旅行中止のご通知をいたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当学園があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当学園の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当学園は本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

- 旅行開始後の解除
 - お客様の解除
 - お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除できます。この場合当学園は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に関わる部分をお客様に払い戻します。

- 当学園の解除
 - 旅行開始後であっても、当学園は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病气その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当学園の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の②のア」に記載した事由でお客様又は当学園が募集型企画旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のア」によりお客様が取消料を支払って募集型企画旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当学園は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から当学園が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ. 本項「(2)の②のアの a. c)」により当学園が募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手続をいたします。

エ. 当学園が本項「(2)の②のア」の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当学園とお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当学園の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払い戻し

(1) 当学園は、「第 12 項の規程により旅行代金を減額した場合」又は「14 項の規程によりお客様もしくは当学園が募集型企画旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあたってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払、又は支払わなければならない費用があるときは、それをお客様の負担とします。

(2) 本項(1)の規程は、第 17 項(当学園の責任)又は第 19 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当学園が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) お客様は出発日より 1 ヶ月以内にお申し出ください。

(4) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

16. 添乗員

(1) 添乗員同行コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。

(2) 現地添乗員同行コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4) 個人型プランでは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。

(5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

17. 当学園の責任

(1) 当学園は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当学園又は当学園が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当学園に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきまして、当学園は原則として本項(1)の責任を負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害、同機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ. 日本の官公署の命令、又は伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

エ. 自由行動中の事故

オ. 食中毒

カ. 盗難

キ. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間に関わらず損害発生の日から起算して 14 日目に当学園に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何に関わらず当学園が行う賠償額はお一人あたり最高 15 万円まで(当学園に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

18. 特別補償

(1) 当学園は前項(1)の当学園の責任が生じるか否かを問わず、当学園約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500 万円)・後遺障害補償金(1500 万円を上限)・入院見舞金(2 万円～20 万円)及び通院見舞金(1 万円～5 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。)を支払います。

(2) 本項(1)にかかわらず、当学園の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当学園は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当学園は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当学園約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当学園が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

19. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当学園約款の規定を守らないことにより当学園が損害を受けた場合は、当学園はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当学園から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4) 当学園は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当学園の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当学園が指定する期日までに当学園の指定する方法で支払わなければなりません。

(5) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

20. 旅程保証

(1) 当学園は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③④で規定する変更を除きます。)は第 7 項で定める「旅行代金」に次表左欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当学園に第 17 項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部または一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当学園は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保に必要な措置

② 第 14 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当学園は変更補償金を支払いません。

③ 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当学園は、変更補償金を支払いません。

④ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当学園は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規程にかかわらず、当学園がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当学園は変更補償金を支払いません。

(3) 当学園は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供を持って補償を行うことがあります。

当学園が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1 件につき下記の率×お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は施設のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：確定書面が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合においてパンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間は又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき 1 件として取り扱います。1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件とします。
注 2：③④に掲げる変更で運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は 1 泊につき 1 件として取り扱います。
注 3：④に掲げる運送機関の会社名については等級又は設備がより高いものへの変更には適用しません。
注 4：④又は⑦⑧に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。
注 5：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

2.1. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等が掛かることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

2.2. 個人情報の取扱い

(1) 当学園は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 広島YMCA では、皆様から頂いた情報を厳重に管理致します。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方は、ご連絡下さい。

1 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の 4 に記した目的以外の用途には利用しません。

2 取り扱いに関する安全管理措置契約をあらかじめ締結した発送代行委託先以外の第三者に皆様の個人情報を流すことはいたしません。

3 皆様の個人情報の管理を第三者に委託するときは、個人情報保護のための必要な措置を講じます。

4 広島YMCA の個人情報利用目的

- ・ プログラム実施上の資料
- ・ プログラム実施上の連絡(運送・宿泊機関等を含む)
- ・ 当学園の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き
- ・ 当該プログラム次回募集の告知
- ・ 機関誌の送付
- ・ 広島YMCA 主催、または関係団体主催の催し物の告知

※お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。個人情報の提供は、電子的方法等で送付することがあります。

2.3. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

2.4. その他

(1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますがお買い物に際してはお客様の責任で購入していただきます。

(3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当学園が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当学園の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4) 当学園は異なる場合も旅行の再実施いたしません。

(5) 当学園の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第 17 項(1)及び第 20 項(1)の責任を負いません。

観光庁長官登録旅行業第 1331 号(社)日本旅行業協会正会員 学校法人広島YMCA 学園 YMCA エデュケーショナルトラベル 〒730-8523 広島市中区八丁堀 7-11 TEL(082)222-3003 FAX(082)222-3434 総合旅行業務取扱管理者 神野美紀 営業時間 10:00-17:30(土日祝日及び年末年始、盆休業日を除く)
